

## 任期付職員の採用、給与及び就業に関する内規

平成 16 年 8 月 20 日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第 112 号

最新改正 平成 29 年 6 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この内規は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の業務（研究業務を除く。）に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与及び就業に関し必要な事項を定める。

### (主旨)

第 2 条 機構は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する国内外の人材を期間を定めて採用し、機構の重点事業、プロジェクトその他特に期間を定めて実施する調査業務及びそれに関連する業務に従事させることにより、機構の業務の活性化を図る。

### (採用)

第 3 条 理事長は次の各号に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員（以下「任期付職員」という。）を採用することができる。

- 一 当該専門分野において高度の専門的な知識経験を有する者を、一定の期間活用して実施することが特に必要とされる業務がある場合
- 二 当該専門的な知識経験を持つ職員の内部での確保が困難である場合

### (任期)

第 4 条 前条各号に定める場合における任期は、従事させようとする特定の業務の終期を基準として 3 年を超えない期間で理事長が定める。ただし、当該業務の後継業務が当該業務と連続性が認められ、かつ任期を定めて採用した職員の勤務状況及び人事評価結果が良好と認められる場合には、延長することができるものとする。延長する場合は 1 年ずつとし、任期の限度は採用日から起算し 5 年とする。

### (給与の決定)

第 5 条 任期付職員のうち、第 3 条第一号に規定する者の給与は、個別契約による年俸制とする。

2 任期付職員の年俸は、次の各号に定める事項を考慮し定める。

- 一 専門能力、経験、実績
- 二 担当する職務の難易度、複雑度、責任の度
- 三 機構への貢献に対する期待度
- 四 機構に雇用されることによって本人が受ける便益
- 五 別の機関に雇用されている場合には、機構に雇用されることによって生じる危険の補償
- 六 別の機関に雇用されている場合には、支給されている給与
- 七 他の同様の機関で同等の経験、年齢を有する者が支給されている給与

八 人材市場において本人と同様の状況にある者の給与相場

九 競合先の提示条件

十 前各号に掲げるもののほか、給与の決定にあたり考慮すべきものとして特に理事長が認めたもの

3 1年を超える任期を定めて任期付職員を採用する場合には、1年ごとに人事評価結果を反映した年俸額の改定を行う。

4 個別契約の更新にあたっては、契約期間中の人事評価結果を反映した年俸額とする。

(給与規程の準用等)

第6条 任期付職員のうち、第3条第二号に規定する者の給与は、個別契約を結んだ上で、職員給与規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号)及び海外職員給与等に関する規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第63号)の規定を準用して支給する。

2 給与の格付けは、本人の学歴、能力、知識、経験等を勘案し決定する。

3 1年を超える任期を定めて任期付職員を採用する場合には、人事評価規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第15号)の規定を準用し、次年度以降の昇給、賞与、昇格及び昇進等に反映する。

4 個別契約の更新にあたっては、契約期間中の人事評価結果を反映する。

(給与規程の適用除外)

第7条 任期付職員のうち、第3条第一号に規定する者には、職員退職手当規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号)に定める退職手当は支給しない。

2 任期付職員のうち、第3条第二号に規定する者には、職員退職手当規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号)を準用した退職手当を支給する。

(給与の減額)

第8条 第3条第一号に規定する任期付職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第10条第2項により算出した勤務1日当たりの給与額を7.75で除した額を減額した給与を支給する。

(給与の支給方法)

第9条 第3条第一号に規定する任期付職員の給与の支給方法については、個別契約に定める。

(中途解約)

第10条 第3条第一号に規定する任期付職員の契約を任期の途中で解除したときの給与は、解除した日までの日割計算で支払う。

2 前項の日割計算は、年俸を当該年俸に係る始期と終期の間の勤務すべき日数で除して算出する。

3 第3条第二号に規定する任期付職員の契約を任期の途中で解除したときは、解除した日までの給与を支給する。

4 前項において、当該月の支給額の算出は、第6条第1項の定めに従う。

(諸税、社会保険等)

第11条 任期付職員の諸税及び社会保険等の取扱いについては、それぞれを定める法律に従い控除する。

(就業規則の適用)

第12条 任期付職員の就業については、この内規に定める場合を除き、就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号）の定めるところによる。

(その他)

第13条 第3条第一号に規定する職員のうち、給与及び就業に関し別の内規で定めのある者については、別の内規中に特段の記述がない限り、この内規の第4条以降の規定は適用せず、当該内規の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年6月1日から施行する。